



三重県公報

令和8年3月23日 (月)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
2	三重県県行造林 J-クレジット基金条例	(森林・林業経営課)	4
3	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(子どもの育ち支援課)	5
4	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(建築開発課)	9
5	三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	(デジタル改革推進課)	13
6	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	(人 事 課)	14
7	三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例	(国民健康保険課)	18
8	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(同)	20
9	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(子どもの育ち支援課)	21
10	三重県県税条例等の一部を改正する条例	(税 務 企 画 課)	27
11	三重県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(食 品 安 全 課)	30
12	三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例	(地球温暖化対策課)	33
13	三重県卸売市場条例の一部を改正する条例	(農産物安全・流通課)	37
14	三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例	(同)	38
15	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	39
16	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	(同)	41
17	三重県病院事業条例の一部を改正する条例	(病 院 事 業 庁)	44
18	三重県工業用水道条例の一部を改正する条例	(企 業 庁)	46
19	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	(県 議 会)	47
20	伊勢茶に親しみ暮らし推進条例	(同)	48
21	三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例及び県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部を改正する条例	(同)	52

公布された条例のあらまし

◎ 三重県県行造林 J-クレジット基金条例 (条例第 2 号)

- 1 県行造林に由来する J-クレジットの販売収入を活用し、県行造林の健全な運営をはじめとする森林資源の造成及び林野の保全に要する経費の財源に充てるため、三重県県行造林 J-クレジット基金を設置することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (条例第 3 号)

- 1 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）
 - 1 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、令和8年8月1日から施行することとしました。

- ◎ 三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）
 - 1 行政手続における利便性の向上及び事務の効率化を図るため、添付書面等の省略についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

- ◎ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第6号）
 - 1 令和7年12月16日付けの三重県特別職報酬等審議会の答申等に鑑み、特別職に属する職員等の給料及び報酬の額の改定を行うこととしました。
 - 2 この条例は、令和8年4月1日（一部同年10月1日）から施行することとしました。

- ◎ 三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第7号）
 - 1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部改正に鑑み、子ども・子育て支援納付金に係る規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

- ◎ 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第8号）
 - 1 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に鑑み、拠出率の規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

- ◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第9号）
 - 1 児童福祉法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和8年4月1日（一部同年5月1日）から施行することとしました。

- ◎ 三重県県税条例等の一部を改正する条例（条例第10号）
 - 1 公益信託に関する法律の施行等に鑑み、公益信託に関する規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和9年1月1日及び令和8年4月1日から施行することとしました。

- ◎ 三重県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第11号）
 - 1 食品衛生法施行規則の一部改正に鑑み、営業施設基準の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

- ◎ 三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第12号）
 - 1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部改正等に鑑み、知事が意見を述べる場合の手続の規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和8年4月1日（一部環境影響評価法の一部を改正する法律の施行の日）から施行することとしました。

- ◎ 三重県卸売市場条例の一部を改正する条例（条例第13号）
 - 1 卸売市場法の一部改正に鑑み、手数料に関する経過措置の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

- ◎ 三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）
- 1 卸売市場法の一部改正に鑑み、公表に関する規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第 15 号）
- 1 令和 8 年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）
- 1 県立高等学校の授業料の納付制度並びに配置及び規模の適正化を図るため、授業料の納付時期並びに名称、位置及び設置課程に関する規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県病院事業条例の一部を改正する条例（条例第 17 号）
- 1 所要経費の変動等に鑑み、県立病院における使用料及び手数料の額を改定することとしました。
 - 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県工業用水道条例の一部を改正する条例（条例第 18 号）
- 1 工業用水道事業の円滑な維持運営を図るため、工業用水の基本料金等の単価を改定することとしました。
 - 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）
- 1 令和 7 年 12 月 16 日付けの三重県特別職報酬等審議会の答申に鑑み、三重県議会議員の議員報酬の額の改定を行うこととしました。
 - 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 伊勢茶に親しむ暮らし推進条例（条例第 20 号）
- 1 伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図り、もって伊勢茶の振興に寄与するため、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、計画の策定その他の必要な事項を定めることとしました。
 - 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例及び県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部を改正する条例（条例第 21 号）
- 1 公益信託に関する法律の施行等に鑑み、公益信託に係る許可等の手続等についての規定を削る等の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしました。

三重県県行造林J-クレジット基金条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二号

三重県県行造林J-クレジット基金条例

(設置)

第一条 県行造林に由来するJ-クレジットの販売収入を活用し、県行造林の健全な運営をはじめとする森林資源の造成及び林野の保全に要する経費の財源に充てるため、三重県県行造林J-クレジット基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第二条 この条例において「県行造林」とは、県が県及び国以外の者の所有する土地に、当該土地の所有者と当該土地にある立木の販売収入を分収することを約定し、地上権を設定して造林する森林をいう。

2 この条例において「J-クレジット」とは、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度に基づき認証された温室効果ガスの排出削減・吸収量をいう。

(積立て)

第三条 基金には、県行造林に由来するJ-クレジットの販売収入に相当する額を一般会計歳入歳出予算（第五条及び第六条において「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限って、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第七条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第三号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第一条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例(平成十八年三重県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職員資格</p> <p>イ 前号イの規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士(児童福祉法第十八条の四に規定する保育士又は三重県の区域に係る同法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士をいう。以下この号において同じ。)の資格を有する者でなければならない。</p> <p>ロくホ (略)</p> <p>三く七 (略)</p>	<p>(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職員資格</p> <p>イ 前号イの規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士(児童福祉法第十八条の四に規定する保育士をいう。以下この号において同じ。)の資格を有する者でなければならない。</p> <p>ロくホ (略)</p> <p>三く七 (略)</p>

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年三重県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章く第十四章 (略)</p> <p>第十五章 里親支援センター(第九十六条</p>	<p>目次</p> <p>第一章く第十四章 (略)</p> <p>第十五章 里親支援センター(第九十六条</p>

一 第百一条) 第十六章 雑則 (第百二条) 附則 (職員) 第四十五条 保育所には、保育士(三重県の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 2 (略)	一 第百一条) 第十六章 雑則 (第百一条) 附則 (職員) 第四十五条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 2 (略)
--	---

(三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(従業者) 第六条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。 一 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。) 又は保育士(三重県の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。) 二 (略) 2 5 7 (略)	(従業者) 第六条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。 一 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。) 又は保育士 二 (略) 2 5 7 (略)

(三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平

成二十五年三重県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。第三十六条において同じ。)及び保育士(三重県の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士を含む。第三十六条において同じ。)</p> <p>四く六 (略)</p> <p>2く4 (略)</p>	<p>第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。第三十六条において同じ。)及び保育士</p> <p>四く六 (略)</p> <p>2く4 (略)</p>

(三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和七年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第十九条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十二条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士(三重県の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士を含む。次項において同じ。)、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十</p>	<p>(職員)</p> <p>第十九条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十二条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設</p>

人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。	にあつては調理員を置かないことができる。
2～4 (略)	2～4 (略)

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第二（第二条関係）	別表第二（第二条関係）
一～三十五（略）	一～三十五（略）
三十六 宅地造成及び特定	（略）
盛土等規制法（昭和三十六	四日市市及
年法律第百九十一号。以下	び桑名市
この項において「法」とい	
う。）に基づく次に掲げる	
事務（法第十五条第二項	
の規定により法第十二条	
第一項の許可を受けたも	
のとみなされる工事又は	
法第三十四条第二項の規	
定により法第三十条第一	
項の許可を受けたものと	
みなされる工事に係るも	
のに限る。）	
イ 法第十八条第一項の	
規定による中間検査	
ロ 法第十八条第二項の	
規定による中間検査合	
格証の交付	
ハ 法第十九条第一項の	
規定による定期の報告	
の受理	
ニ 法第二十条第二項の	
規定による工事の施行	
の停止の命令及び災害	
防止措置の命令（法第十	

ハ	八条第一項の中間検査及び法第十九条第一項の定期の報告に係るものに限る。ホからヲまでにおいて同じ。）
ホ	法第二十条第三項の規定による土地の使用の禁止及び制限並びに災害防止措置の命令
ヘ	法第二十条第四項の規定による工事の施行の停止の命令及び作業の停止の命令
ト	法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の実施及び公告
チ	法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により負担させる災害防止措置に要した費用の徴収
リ	法第二十二条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他必要な措置の勧告
ヌ	法第二十三条第一項及び第二項の規定による工事の実施の命令
ル	法第二十四条第一項の規定による立入検査
ヲ	法第二十五条の規定による報告の徴収
ワ	法第三十七条第一項の規定による中間検査
カ	法第三十七条第二項

<p>シ 法第四十二条第一項 及び第二項の規定によ る工事の実施の命令</p> <p>サ 法第四十三条第一項 の規定による立入検査</p> <p>シ 法第四十四条の規定 による報告の徴取</p>				
---	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和八年八月一日から施行する。

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第五号

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年三重県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七条（略） （添付書面等の省略）</p>	<p>第七条（略）</p>
<p>第七条の二 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に関し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</p>	

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第六号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第一条 知事及び副知事の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>知事 月額 <u>百三十三万四千元</u></p> <p>副知事 月額 <u>百五万二千元</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第一条 知事及び副知事の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>知事 月額 <u>百三十万円</u></p> <p>副知事 月額 <u>百二万五千元</u></p>

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第二条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第二条 教育長の給料の額は、月額 <u>八十四万二千元</u>の範囲内で知事が定める。</p>	<p>(給料)</p> <p>第二条 教育長の給料の額は、月額 <u>八十二万二千元</u>の範囲内で知事が定める。</p>

(常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第三条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第一条 常勤の人事委員会委員(以下「委員」という。)の給料の額は、月額 <u>六十九万円</u>の範囲内で知事が定める。</p>	<p>(給料)</p> <p>第一条 常勤の人事委員会委員(以下「委員」という。)の給料の額は、月額 <u>六十七万三千元</u>の範囲内で知事が定める。</p>

(識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部改正)

第四条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例(昭和三十二年

年三重県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第一条 識見を有する者のうちから、選任された常勤の監査委員(以下「常勤の監査委員」という。)の給料の額は、月額六十九万円の範囲内で知事がこれを定める。</p>	<p>(給料)</p> <p>第一条 識見を有する者のうちから、選任された常勤の監査委員(以下「常勤の監査委員」という。)の給料の額は、月額六十七万三千円の範囲内で知事がこれを定める。</p>

(公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部改正)

第五条 公営企業管理者の給与及び旅費条例(昭和四十一年三重県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第一条 公営企業管理者(以下「管理者」という。)の給料の額は、月額八十四万二千円の範囲内で知事が定める。</p>	<p>(給料)</p> <p>第一条 公営企業管理者(以下「管理者」という。)の給料の額は、月額八十二万一千円の範囲内で知事が定める。</p>

(特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第六条 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十六年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条、第三条関係)

区分		報酬額	旅費額
教育委員会の委員		月額 六七、〇〇〇円	知事及び副知事の旅費相当額
		日額 一一、〇〇〇円	
選挙管理委員会の委員	委員長	月額 六七、〇〇〇円	
		日額 一一、〇〇〇円	
	委員	月額 五九、〇〇〇円	
		日額 一一、〇〇〇円	
人事委員会の委員	委員長	月額 六七、〇〇〇円	
		日額 一一、〇〇〇円	
	委員	月額 五九、〇〇〇円	
		日額 一一、〇〇〇円	

公安委員会の委員	委員長	月額	七四、〇〇〇円
		日額	二二、〇〇〇円
	委員	月額	六三、〇〇〇円
		日額	二二、〇〇〇円
労働委員会の委員	会長	月額	六七、〇〇〇円
		日額	二二、〇〇〇円
	公益委員	月額	六一、〇〇〇円
		日額	二二、〇〇〇円
	その他の委員	月額	五九、〇〇〇円
		日額	二二、〇〇〇円
監査委員	識見を有する者 からの選任委員	月額	七九、〇〇〇円
		日額	二二、〇〇〇円
	議会選出委員	月額	五九、〇〇〇円
		日額	二二、〇〇〇円
収用委員会の委員及び予備委員	会長	月額	三〇、〇〇〇円
		日額	二二、〇〇〇円
	委員	月額	二六、〇〇〇円
		日額	二二、〇〇〇円
	予備委員	日額	二二、〇〇〇円
	海区漁業調整委員会の委員	会長	月額
日額			二二、〇〇〇円
委員		月額	三六、〇〇〇円
		日額	二二、〇〇〇円
内水面漁場管理委員会の委員	会長	月額	二二、〇〇〇円
		日額	二二、〇〇〇円
	委員	月額	一八、〇〇〇円
		日額	二二、〇〇〇円
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づき設置される		日額	二二、〇〇〇円以内 で予算の範囲内におい

附属機関の委員その他の構成員	て知事が定める額	
その他	日額二〇、〇〇〇円以内 又は月額二二〇、〇〇〇 円以内で予算の範囲内 において知事が定める 額	一般職に属 する県職員 の旅費相当 額

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（第一条中「百三十万円」を「百三十三万四千元」に改める部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。

三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第七号

三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例

三重県国民健康保険条例（平成二十九年三重県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章（第三章（略）	第一章（第三章（略）
第四章 国民健康保険事業費納付金（第六 条―第二十四条）	第四章 国民健康保険事業費納付金（第六 条―第二十條）
第五章 財政安定化基金（第二十五条・第 二十六条）	第五章 財政安定化基金（第二十一条・第 二十二条）
第六章 雑則（第二十七条）	第六章 雑則（第二十三条）
附則 （趣旨）	附則 （趣旨）
第一条 県が行う国民健康保険については、 国民健康保険法（昭和三十二年法律第九 十二号。以下「法」という。）、国民健康 保険法施行令（昭和三十二年政令第三百六 十二号。以下「施行令」という。）、国民 健康保険の国庫負担金等の算定に関する 政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下 「算定政令」という。）及び国民健康保険 保険給付費等交付金、国民健康保険事業費 納付金、財政安定化基金及び標準保険料率 に関する省令（平成二十九年厚生労働省令 第百十一号）その他法令に定めがあるもの のほか、この条例の定めるところによる。	第一条 県が行う国民健康保険については、 国民健康保険法（昭和三十二年法律第九 十二号。以下「法」という。）、国民健康 保険法施行令（昭和三十二年政令第三百六 十二号。以下「施行令」という。）、国民 健康保険の国庫負担金等の算定に関する 政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下 「算定政令」という。）及び国民健康保険 保険給付費等交付金、国民健康保険事業費 納付金及び標準保険料率に関する省令（平 成二十九年厚生労働省令第百十一号）その 他法令に定めがあるもののほか、この条例 の定めるところによる。
第二十条 （略）	第二十条 （略）
（子ども・子育て支援納付金納付金所得係 数）	
第二十一条 子ども・子育て支援納付金納付 金所得係数は、県に係る第一号に掲げる額 を第二号に掲げる額で除して得た数を基	

<p>準として知事が定める数とする。</p> <p>一 算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額</p> <p>二 算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額</p> <p>(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)</p>	
<p>第二十二條 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。</p> <p>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)</p>	
<p>第二十三條 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第十一条の二第五項第二号に掲げる数とする。</p> <p>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数)</p>	
<p>第二十四條 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の数であつて、知事が定める数とする。</p>	
<p>第五章 (略)</p> <p>第二十五条～第二十七条 (略)</p>	<p>第五章 (略)</p> <p>第二十一条～第二十三条 (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第八号

三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(抛 出 率)</p> <p>第二條 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「政令」という。）第十九条第一項に規定する基礎財政安定化基金抛利率を標準として条例で定める割合は、<u>零</u>とする。</p>	<p>(抛 出 率)</p> <p>第二條 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「政令」という。）第十九条第一項に規定する財政安定化基金抛利率を標準として条例で定める割合は、<u>十万分の四十一</u>とする。</p>
<p>2 政令第十九条第一項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金抛利率を標準として条例で定める割合は、<u>零</u>とする。</p>	
<p>(積 立 て)</p> <p>第三條 (略)</p> <p>2 特定期間の各年度における県の負担額は、政令第十九条第六項の規定に従って算定するものとし、毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。</p> <p>(抛 出 金)</p>	<p>(積 立 て)</p> <p>第三條 (略)</p> <p>2 特定期間の各年度における県の負担額は、政令第十九条第五項の規定に従って算定するものとし、毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。</p> <p>(抛 出 金)</p>
<p>第四條 特定期間において広域連合から徴収する抛出金の額の算定については、政令第十九条第四項の規定に従って算定するものとし、毎年度予算で定める。</p>	<p>第四條 特定期間において広域連合から徴収する抛出金の額の算定については、政令第十九条第三項の規定に従って算定するものとし、毎年度予算で定める。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第九号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一	(略)	(略)	(略)	一	(略)	(略)	(略)
四	児童福祉法	保育士試験免除申請審査手数料	二千四百円	四	児童福祉法	保育士試験免除申請審査手数料	二千四百円
五	児童福祉法施行令第二十一条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験免除申請審査手数料	二千四百円	五	児童福祉法施行令第二十一条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験免除申請審査手数料	二千四百円
六	児童福祉法第十八条第二十八第一項の規定に基づく地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験手数料	一万七千二百円	六	児童福祉法第十八条第二十八第一項の規定に基づく地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験手数料	一万七千二百円
七	児童福祉法第十八条第二十八第一項の規定に	地域限定保育士登録手数料	四千二百円	七	児童福祉法第十八条第二十八第一項の規定に	地域限定保育士登録手数料	四千二百円

百二十七の五	医薬品医療機器等法第十四条第六項(同条第十項)において準用する場合を含む。)に規定する医薬品等の製造の適合性調査、医薬品医療機器等法第十四条の七の二第三項に規定する医薬品等の製造の適合性の確認又は医薬品医療機器等法第八十条第一項に規定する輸出用医薬品等の製造の適合性調査の申請に対する審査	医薬品等適合性調査等申請手数料	(略)	別表第三の七の項に定める金額	(略)
百二十七の六	医薬品医療機器等法第十四条第十項に規定	医薬品等製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	(略)	別表第三の八の項に定める	(略)

百二十七の五	医薬品医療機器等法第十四条第七項(同条第十項)において準用する場合を含む。)に規定する医薬品等の製造の適合性調査、医薬品医療機器等法第十四条の七の二第三項に規定する医薬品等の製造の適合性の確認又は医薬品医療機器等法第八十条第一項に規定する輸出用医薬品等の製造の適合性調査の申請に対する審査	医薬品等適合性調査等申請手数料	(略)	別表第三の七の項に定める金額	(略)
百二十七の六	医薬品医療機器等法第十四条第十項に規定	医薬品等製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	(略)	別表第三の八の項に定める	(略)

手数料の名称	手数料を徴収する事務の細目	手数料の細目	手数料の金額
一～八 (略)	(略)	(略)	(略)
九 医薬品等の基準認証の交付に係る区分適合性調査申請手数料	(一) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)に係るもの イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令(令和三年厚生労働省令第十七号。以下「区分省令」という。)第二条第三号に規定する区分毎の基準認証の交付に係る審査	医薬品 基準 認証 (無菌 関係区 分)調 査申 請手 数料	十四万 二千五 百円に、 二千七 百円に 該調 査に 係 る品 目 数 を 乗 じ て 得 た 額 及 び一 万 円に 該 調 査 に 係 る 製 造 販 売 業 者 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 加 算 した 額
十～十三 (略)	ロ～ニ (略)	(略)	(略)
(二)	(略)	(略)	(略)

別表第二十九 (第二条関係)

手数料の名称	手数料を徴収する事務の細目	手数料の細目	手数料の金額
一～八 (略)	(略)	(略)	(略)
九 医薬品等の基準認証の交付に係る区分適合性調査申請手数料	(一) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)に係るもの イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令(令和三年厚生労働省令第十七号。以下「区分省令」という。)第二条第三号に規定する区分毎の基準認証の交付に係る審査	医薬品 基準 認証 (無菌 関係区 分)調 査申 請手 数料	十四万 二千五 百円に、 二千七 百円に 該調 査に 係 る品 目 数 を 乗 じ て 得 た 額 及 び一 万 円に 該 調 査 に 係 る 製 造 販 売 業 者 の 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 加 算 した 額
十～十三 (略)	ロ～ニ (略)	(略)	(略)
(二)	(略)	(略)	(略)

別表第二十九 (第二条関係)

事務の種類	手数料の名称	指定機関
一～六 (略)	(略)	(略)
六の二 児童福祉法第十八条の二十八第一項の規定に基づく地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験手数料	児童福祉法第十八条の三十第二第一項の規定により知事が指定する者
七 児童福祉法施行令第二十条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験免除申請審査手数料	一般社団法人全国保育士養成協議会
七の二 児童福祉法施行令第二十一条の規定に基づく内閣府令の規定による地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	地域限定保育士試験免除申請審査手数料	児童福祉法第十八条の三十第二第一項の規定により知事が指定する者
八～十五 (略)	(略)	(略)

事務の種類	手数料の名称	指定機関
一～六 (略)	(略)	(略)
七 児童福祉法施行令第二十条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験免除申請審査手数料	一般社団法人全国保育士養成協議会
八～十五 (略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第一第百三十七の五の項及び第百三十七の六の項の改正規定並びに別表第三の改正規定は、同年五月一日から施行する。

三重県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第十号

三重県県税条例等の一部を改正する条例

(三重県県税条例の一部改正)

第一条 三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第二十五条の二 知事は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の四に相当する金額に法第三十七条の二第十一項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)を当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第二十五条の二 知事は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の四に相当する金額に法第三十七条の二第十一項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)を当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条</p>

<p>の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ〜ハ（略）</p>	<p>の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ〜ハ（略）</p>
<p>ニ 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第六條の規定により知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出したもの</p>	<p>ニ 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二條第一項の規定により知事又は教育委員会の許可を受けた同法第一條に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの</p>
<p>ホ（略）</p>	<p>ホ（略）</p>
<p>四（略）</p>	<p>四（略）</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>

（三重県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 三重県県税条例の一部を改正する条例（平成十九年三重県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 附則（略）</p>	<p>1 附則（略）</p>
<p>（信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置）</p> <p>2 改正後の三重県県税条例（次項において「新条例」という。）第十九條、第三十三條、第三十八條、第三十八條の二、第四十一條、第四十三條、第四十三條の三、第四十六條、第五十五條の三及び第五十五條の三の二の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によつてされた信託にあつては同日以後に遺言がされたもの）に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三條第一項、第六條第一項、第十一條第二項、第十五條第二項、第二十六條第一項、第三十條第二項又は第五十六條第二項の規定により同法第三條第一項に規定する新法信託とされた信託（以下この項</p>	<p>（信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置）</p> <p>2 改正後の三重県県税条例（次項において「新条例」という。）第十九條、第三十三條、第三十八條、第三十八條の二、第四十一條、第四十三條、第四十三條の三、第四十六條、第五十五條の三及び第五十五條の三の二の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によつてされた信託にあつては同日以後に遺言がされたもの）に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三條第一項、第六條第一項、第十一條第二項、第十五條第二項、第二十六條第一項、第三十條第二項又は第五十六條第二項の規定により同法第三條第一項に規定する新法信託とされた信託（以下この項</p>

<p>及び次項において「新法信託」という。)を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>	<p>及び次項において「新法信託」という。)を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

附 則

- 1 この条例中第一条及び次項の規定は令和九年一月一日から、第二条の規定は令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県県税条例第二十五条の二第一項第三号ニの規定は、令和八年四月一日以後に効力が生ずる所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第一条第九号イに掲げる規定による改正後の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第四号に規定する公益信託(公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)附則第四条第一項に規定する移行認可(以下この項において「移行認可」という。)を受けた信託を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

三重県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第十一号

三重県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

三重県食品衛生法施行条例（令和二年三重県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第一（第二条関係）	別表第一（第二条関係）
一～四（略）	一～四（略）
五 その他	五 その他
イ（略）	イ（略）
ロ 令第三十五条第一号の飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態	ロ 令第三十五条第一号の飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態
で飲食に供することのできる食品を	で飲食に供することができる食品を
食器に盛る、そうざいの半製品を加熱	食器に盛る、そうざいの半製品を加熱
する等の簡易な調理のみをする営業	する等の簡易な調理のみをする営業
をい、喫茶店営業（喫茶店、サロン	をい、喫茶店営業（喫茶店、サロン
その他設備を設けて酒類以外の飲物	その他設備を設けて酒類以外の飲物
又は茶菓を客に飲食させる営業をい	又は茶菓を客に飲食させる営業をい
う。）を含む。ただし、従業者が常駐	う。）を含む。別表第二第一号（一）に
せず全自動調理機（自動的に食品を調	いて同じ。）をする場合にあつては、
理し、調理された食品を提供する機能	イの規定によるほか、次に掲げる基準
を有する調理器具であつて、令第三十	により営業をすることができる。
四条の二第一号の調理の機能を有す	
る自動販売機と同等以上の材質、構	
造、機能等を有するものをいう。以下	
同じ。）により調理された食品を販売	
する営業を除く。別表第二第一号イ（	
一）において同じ。）をする場合にあつて	
は、イの規定によるほか、次に掲げる	
基準により営業をすることができる。	
（一～四）（略）	（一～四）（略）
ハ 令第三十五条第一号の飲食店営業	ハ 令第三十五条第一号の飲食店営業
のうち、自動車において調理をする場	のうち、自動車において調理をする場
合（従業者が常駐せず全自動調理機に	合にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及び

<p>より調理された食品を販売する場合を除く。別表第二第一号イにおいて同じ。)にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。</p>	<p>タの基準を適用しない。</p>
<p>ニ 令第三十五条第一号の飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに前号トの基準を適用しない。</p>	<p>ニ(ト) (略)</p>
<p>ホ(ク)チ (略)</p>	<p>ニ(ト) (略)</p>
<p>別表第二(第二条関係)</p>	<p>別表第二(第二条関係)</p>
<p>一 令第三十五条第一号の飲食店営業</p>	<p>一 令第三十五条第一号の飲食店営業</p>
<p>イ 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。</p>	<p>自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。</p>
<p>(一) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。</p>	<p>(一) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。</p>
<p>(二) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。</p>	<p>(二) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。</p>
<p>(三) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。</p>	<p>(三) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。</p>
<p>ロ 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。</p>	
<p>(一) 施設(全自動調理機を含む。(二及び(六)において同じ。)の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。</p>	
<p>(二) 施設に異常が生じた場合に、当該</p>	

<p>施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。</p>	
<p>(三) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。</p>	
<p>(四) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。</p>	
<p>(五) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。</p>	
<p>(六) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。</p>	
<p>二〇三〇 (略)</p>	<p>二〇三〇 (略)</p>

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第十二号

三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例

三重県環境影響評価条例（平成十年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前								
第三十九条（略）		第三十九条（略）								
（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の特例）										
第三十九条の二 事業者が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十六条第二項第十号の選定事業者であつて、当該事業者がその認定公募占用計画（同法第二十二條第一項の認定公募占用計画をいう。）に係る海洋再生可能エネルギー発電事業（同法第二条第四項の海洋再生可能エネルギー発電事業をいう。）を行うときは、第三章第一節の規定は、適用しない。										
2 前項に規定する場合における事業者に関するこの条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。										
<table border="1"> <tr> <td>第十一条</td> <td>第九条第一項及び前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第七条第一項の意見に配意して第五</td> <td>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律</td> <td>第十一条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>同法第十条第</td> </tr> </table>	第十一条	第九条第一項及び前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第七条第一項の意見に配意して第五	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律	第十一条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された				同法第十条第		
第十一条	第九条第一項及び前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第七条第一項の意見に配意して第五	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律	第十一条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された							
			同法第十条第							

	条第一項第四	四項の海洋環
	号に掲げる事	境等調査の項
	項に検討を加	目及び手法並
	え	びに当該項目
		及び手法を選
		定した理由並
		びに当該海洋
		環境等調査の
		結果を考慮し
		て
第十四条	第七条第一	海洋再生可能
第一項	項、第九条第	エネルギー発
	一項及び第十	電設備の整備
	条第一項の意	に関する法律
	見	第十一条第四
		項及び第七項
		の環境保全意
		見
	方法書関係地	海洋再生可能
	域	エネルギー発
		電設備の整備
		に関する法律
		第十一条第六
		項の地域
第二十一	同条	第十一条
条第一項		
第一号		
第二十三	第六条第一項	第十五条第一
条及び第		項
二十五条		
第一項		
第二十三	第五条から	第十一条から
条		
第二十四	第六条第一	第十五条第
条	項	一項
	関係市町長	関係市町長
	(第六条第一	
	項の規定によ	
	る公告を行っ	

	<p>てから第十四 条第一項の規 定による送付 を行うまでの 間において は、方法書関 係市町長。次 条第一項、第 三十六条第四 項、第三十七 条第三項及び 第五十二条第 三項において 同じ。)</p>	
<p>第二十七 条</p>	<p>「変更」と、 「関係市町長 (第六条第一 項の規定によ る公告を行っ てから第十四 条第一項の規 定による送付 を行うまでの 間において は、方法書関 係市町長。次 条第一項、第 三十六条第四 項、第三十七 条第三項及び 第五十二条第 三項において 同じ。)」とあ るのは「関係 市町長」と</p>	<p>「変更」と</p>
<p>(知事が意見を述べる場合の手続)</p> <p>第四十二条 知事は、法第三条の七第一項、 法第十条第一項若しくは法第二十条第一 項の意見又は海洋再生可能エネルギー発</p>		<p>(知事が意見を述べる場合の手続)</p> <p>第四十二条 知事は、法第三条の七第一項、 法第十条第一項又は法第二十条第一項の 意見を述べようとするときは、評価委員</p>

<p>電設備の整備に関する法律第十一条第六項の環境保全意見を述べようとするときは、評価委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(三重県環境影響評価委員会)</p>	<p>会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(三重県環境影響評価委員会)</p>
<p>第五十条 環境影響評価、事後調査、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十一条第一項の海洋環境等調査その他の手続に係る技術的な事項を調査審議するため、三重県環境影響評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別表(第二条関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ダム又は堰の新築又は改築の事業</p> <p>三～十八 (略)</p>	<p>第五十条 環境影響評価、事後調査その他の手続に係る技術的な事項を調査審議するため、三重県環境影響評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別表(第二条関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ダムの新築、堰の新築又は改築の事業</p> <p>三～十八 (略)</p>

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、環境影響評価法の一部を改正する法律(令和七年法律第七十三号)の施行の日から施行する。

三重県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第十三号

三重県卸売市場条例の一部を改正する条例

三重県卸売市場条例（令和元年三重県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 ～ 3 （略）</p> <p><u>（卸売市場法の一部改正に伴う手数料に関する経過措置）</u></p> <p>4 令和八年三月三十一日において現に法第十三条第一項の認定を受けている者が、法第十四条において準用する法第六条第一項の変更（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）第二条の規定による改正後の卸売市場法第十三条第五項第三号へに掲げる事項の変更を行うものに限る。）の認定を受けようとする場合にあつては、第三条第一号の規定にかかわらず手数料は徴収しない。</p>	<p>附 則</p> <p>1 ～ 3 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第十四号

三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例

三重県地方卸売市場条例（平成十八年三重県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第六十条（略） （食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に係る公表）	第六十条（略）
第六十条の二 指定管理者は、規則で定めるところにより、法第十三条第五項第三号へに掲げる事項を公表しなければならない。	

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第十五号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例(昭和三十二年三重県条例第九号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県立学校職員の定数)</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 中学校 校長、教員及び養護教員 一六人 事務職員 一人 計 一七人</p> <p>二 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 二、七九三人 事務職員及び技術職員 二四四人 その他の職員 五六人 計 三、〇九三人</p> <p>三 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 一、二四〇人 栄養教諭及び学校栄養職員 一四人 事務職員 七〇人 その他の職員 三人 計 一、三二七人</p> <p>(市町立学校職員の定数)</p> <p>第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 校長及び教員 五、七九四人 養護教員 三三四人 栄養教諭及び学校栄養職員 一〇二人 事務職員 三五六人</p>	<p>(県立学校職員の定数)</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 中学校 校長、教員及び養護教員 一五人 事務職員 一人 計 一六人</p> <p>二 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 二、八〇六人 事務職員及び技術職員 二四九人 その他の職員 五六人 計 三、一一一人</p> <p>三 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 一、二二七人 栄養教諭及び学校栄養職員 一四人 事務職員 七一人 その他の職員 三人 計 一、三二五人</p> <p>(市町立学校職員の定数)</p> <p>第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 校長及び教員 五、八八二人 養護教員 三四六人 栄養教諭及び学校栄養職員 一〇五人 事務職員 三六五人</p>

計 六、五八六人	計 六、六九八人
二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
校長及び教員 三、三七三人	校長及び教員 三、三四五人
養護教員 一五一人	養護教員 一五一人
栄養教諭及び学校栄養職員 三二人	栄養教諭及び学校栄養職員 三四人
事務職員 一八三人	事務職員 一七七人
計 三、七三九人	計 三、七〇七人

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第十六号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(授業料等の納付時期等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料は、当該各号に定める日までに納付しなければならない。</p> <p>一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金支給法」という。）第五条の規定により就学支援金の支給を受け、かつ、就学支援金支給法第九条の規定により支払の一時差止めをされていない者の授業料 就学支援金支給法第七条の規定により教育委員会が受給権者に代わつて就学支援金を受領した日から前二項の規定により当該授業料を納付すべき日（次号において「納付日」という。）の属する会計年度における三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）第十一条第一項の規定による出納閉鎖期日</p> <p>二 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項、第二項及び第三項第二号の規定にかかわらず、校長は、教育委員会規則の定めるところにより、授業料の納付を猶予することができる。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(授業料等の納付時期等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料は、当該各号に定める日までに納付しなければならない。</p> <p>一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金支給法」という。）第五条の規定により就学支援金の支給を受け、かつ、就学支援金支給法第九条の規定により支払の一時差止めをされていない者の授業料 就学支援金支給法第七条の規定により教育委員会が受給権者に代わつて就学支援金を受領した日から前二項の規定により当該授業料を納付すべき日（次号において「納付日」という。）の属する会計年度の末日</p> <p>二 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>

別表第一（第二条関係）

名称	位置	設置課程
(略)	(略)	(略)
三重県立南伊勢高等学校	度会郡度会町	全日制
(略)	(略)	(略)

別表第三（第八条関係）

区分	対象月	納付期限
一 聴講生	三月	二月十二日
	四月	五月十二日
	三月及び四月を除く月	当該月の十日
	三月及び四月を除く月	当該月の十日
二 (略)	(略)	(略)
三 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第四（第八条関係）

区分	対象月	納付期限
一 聴講生	三月	入学し、又は転学した日
	四月	五月十二日
	三月及び四月を除く月	当該月の十日
	三月及び四月を除く月	当該月の十日（入学し、又は転学した日が十三日以後の場合は、当該入学し、又は転学した日）
二 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において三重県立南伊勢高等学校度会分校に在学している

別表第一（第二条関係）

名称	位置	設置課程
(略)	(略)	(略)
三重県立南伊勢高等学校	度会郡南伊勢町	全日制
同 度会分校	度会郡度会町	全日制
(略)	(略)	(略)

別表第三（第八条関係）

区分	対象月	納付期限
一 専攻科に在籍する者及び聴講生	三月	二月十二日
	四月	五月十二日
	三月及び四月を除く月	当該月の十日
	三月及び四月を除く月	当該月の十日
二 (略)	(略)	(略)
三 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第四（第八条関係）

区分	対象月	納付期限
一 専攻科に在籍する者及び聴講生	三月	入学し、又は転学した日
	四月	五月十二日
	三月及び四月を除く月	当該月の十日
	三月及び四月を除く月	当該月の十日（入学し、又は転学した日が十三日以後の場合は、当該入学し、又は転学した日）
二 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

者は、この条例の施行の日に三重県立南伊勢高等学校に在学しているものとする。

三重県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第十七号

三重県病院事業条例の一部を改正する条例

三重県病院事業条例(昭和四十一年三重県条例第六十号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第二(第十二条関係)			別表第二(第十二条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
一 (略)		(略)	一 (略)		(略)
二 文書料	一通につき	円	二 文書料	一通につき	円
イ 国民年金の受給に係る診断書及びこれに類するもの	き	五、〇一〇	イ 国民年金の受給に係る診断書及びこれに類するもの	き	四、五〇〇
ロ 生命保険等の請求に係る診断書及び証明書		五、三九〇	ロ 生命保険等の請求に係る診断書及び証明書		三、九七〇
ハ 死亡診断書		三、一五〇	ハ 死亡診断書		三、〇三〇
ニ 出生証明書及び死産証明書		二、二九〇	ニ 出生証明書及び死産証明書		二、二〇〇
ホ 領収証明書			ホ 領収証明書		
(イ) 証明期間が一月以内のもの		九四〇	(イ) 証明期間が一月以内のもの		九三〇
(ロ) 証明期間が一月を超えるもの		九四〇円に証明期間が一月を超えるごとに二〇〇円を	(ロ) 証明期間が一月を超えるもの		九三〇円に証明期間が一月を超えるごとに二〇〇円を

く (略) ト その他の 診断書及び 証明書 (イ) 医師に よる証明 を要する ものでそ の内容が 複雑なも の (ロ) 医師に よる証明 を要する ものでそ の内容が 簡易なも の (ハ) 医師に よる証明 を要しな いもの (ニ) (略)		加算した額 (略)
三 死体検案料 イ 死体検案一件につ 料 き ロ 死体検案一通につ 書料 き	一六、五〇〇 五、五〇〇	
四〜十五 (略)	(略)	(略)
く (略) ト その他の 診断書及び 証明書 (イ) 医師に よる証明 を要する ものでそ の内容が 複雑なも の (ロ) 医師に よる証明 を要する ものでそ の内容が 簡易なも の (ハ) 医師に よる証明 を要しな いもの (ニ) (略)		加算した額 (略)
三 死体検案料 イ 死体検案一件につ 料 き ロ 死体検案一通につ 書料 き	九、五三〇 三、〇三〇	
四〜十五 (略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

三重県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第十八号

三重県工業用水道条例の一部を改正する条例

三重県工業用水道条例（平成二年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第二十四条関係）				別表（第二十四条関係）			
施設名	単価	基本料金	使用料金	施設名	単価	基本料金	使用料金
	一立方メートルにつき	一立方メートルにつき	一立方メートルにつき		一立方メートルにつき	一立方メートルにつき	一立方メートルにつき
北伊勢工業用水道	一六円八〇銭	六円	四五円六〇銭	北伊勢工業用水道	一四円五〇銭	四円	三七円
松阪工業用水道	一八円五〇銭	二円一〇銭	四一元二〇銭	松阪工業用水道	一四円九〇銭	一円一〇銭	三二円
中伊勢工業用水道	(略)	(略)	(略)	中伊勢工業用水道	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第十九号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第二条 議員報酬は、次のとおり毎月支給する。 議 長 月 額 <u>百六万三千円</u> 副 議 長 月 額 <u>九十三万八千円</u> 議 員 月 額 <u>八十六万五千円</u>	第二条 議員報酬は、次のとおり毎月支給する。 議 長 月 額 <u>百三万六千円</u> 副 議 長 月 額 <u>九十一万四千円</u> 議 員 月 額 <u>八十四万三千円</u>

附 則

（施行期日）

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

伊勢茶に親しむ暮らし推進条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十号

伊勢茶に親しむ暮らし推進条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十一条）

第二章 伊勢茶に親しむ暮らしの推進に関する計画（第十二条）

第三章 基本的施策（第十三条―第二十二条）

附則

三重県におけるお茶の歴史は古く、平安時代には空海直伝の製茶法が伝わり、また、鎌倉時代には栄西が宋から持ち帰った茶樹の種を明恵が植えたとのいわれがある。その後、温暖で豊かな自然環境に恵まれた三重県はお茶の産地として知られ、室町時代には朝廷に献上され、江戸時代には伊勢商人により江戸をはじめ各地で伊勢茶が販売されたと記録されている。さらに、幕末から昭和にかけて日本茶の輸出に貢献し、「製茶王」、「茶聖」と称される大谷嘉兵衛をはじめ、三重県から我が国の茶業の発展に貢献する偉人を輩出している。

また、伊勢茶はお伊勢参りとも関わりが深く、お伊勢参りを行う旅人に伊勢茶でもてなすとともに、御師が各地で伊勢茶を土産物として配ったとされる。

このように、豊かな自然、歴史及び文化に育まれた伊勢茶は、現代においても、県内の様々な地域において主要な農産物として生産されている。また、地域に広がる茶園はその地域の風土と合わさり、豊かな文化的景観を形成している。

しかしながら、近年の食生活をはじめとする家庭での生活様式の変化等により、急須を用いてお茶に親しむ機会が減少している。これに伴い、国内における緑茶の消費量が減少する中で、伊勢茶を取り巻く環境は厳しい状況にある。

一方で、和食文化の海外への広まりに伴い、抹茶をはじめとする緑茶の海外における需要が増進しているほか、国内外における新たな需要を開拓するため、和紅茶、機能性を有する緑茶等の開発又は生産が進むなど、伊勢茶の消費拡大に向けた気運の高まりもみられる。

このような中、私たちは、将来にわたって、伊勢茶に親しむ日々の暮らし及び茶園のある景観が残るよう、和食文化及び伊賀焼、萬古焼等の茶器と併せて親しまれる伊勢茶の歴史と伝統が継承され、並びに新しい伊勢茶の親しみ方が創出されるようにしていく必要がある。そのためには、様々な場において伊勢茶に親しむことができる環境を整備し、並びに伊勢茶の価値の向上及び消費の拡大を図るとともに、歴史と伝統ある伊勢茶の知識の継承等と併せて、県民一人一人が伊勢茶に親しみ、愛着を持つことにより、伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図っていかねばならない。

ここに、私たちは、お茶の振興に関する法律と相まって、伊勢茶の振興のため、上記の理念の下に伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を実施することにより、伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図ることを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図り、もって伊勢茶の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「伊勢茶」とは、伊勢茶その他いかなる名称であるかを問わず、県内で生産された茶葉を用いたお茶をいう。

(基本理念)

第三条 伊勢茶の普及の促進は、伊勢茶が県内における主要な農産物であることに鑑み、県内の飲食店、旅館、学校、家庭、地域その他の様々な場において、伊勢茶に親しむ環境を整備することを旨として行わなければならない。

- 2 伊勢茶の普及の促進は、県内外において、伊勢茶の価値の向上及び消費の拡大を図られることを旨として行われなければならない。
- 3 伊勢茶に親しむ機会の確保は、伊勢茶の伝統と文化に関する知識等の普及と併せて、県民が伊勢茶に愛着を持つことにつながることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(茶業者の役割)

第五条 伊勢茶の生産、加工又は販売の事業（以下この条において「茶業」という。）を営む者（以下「茶業者」という。）は、茶業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(茶業団体の役割)

第六条 茶業者が組織する団体（以下「茶業団体」という。）は、その行う茶業者、県民又は消費者のための活動が、基本理念の実現に重要な役割を果たすものであることに鑑み、これらの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(飲食店営業者等の役割)

第七条 飲食店営業、旅館業等を営む者（以下「飲食店営業者等」という。）は、その事業において伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物（以下「伊勢茶等」という。）を販売し、又は提供することが、伊勢茶の普及に重要な役割を果たすものであることに鑑み、これらの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(茶業者等への支援)

第八条 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を講ずるに当たっては、茶業者、茶業団体及び飲食店営業者等がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

(県民の協力等)

第九条 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親

しむ機会の確保に関する施策に協力するとともに、伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動に参加するよう努めるものとする。

(市町との協働)

第十条 県は、市町が実施する伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

(県、茶業者等との相互の連携協力体制の整備)

第十一条 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を効果的に実施するため、県、市町、茶業者、茶業団体、飲食店営業者等その他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

第二章 伊勢茶に親しむ暮らしの推進に関する計画

第十二条 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、伊勢茶に親しむ暮らしの推進に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 伊勢茶に親しむ暮らしの推進の基本的な方向に関する事項
- 2 伊勢茶の普及の促進のための施策に関する事項
- 3 伊勢茶に親しむ機会の確保のための施策に関する事項
- 4 その他伊勢茶に親しむ暮らしの推進に関し必要な事項

3 推進計画は、お茶の振興に関する法律（平成二十三年法律第二十一号）第三条第一項に規定する振興計画と一体のものとして作成することができる。

4 県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(飲食店営業者等による伊勢茶等の販売等の促進)

第十三条 県は、飲食店営業者等による伊勢茶等の販売又は提供（以下「販売等」という。）を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲料による乾杯の取組の促進)

第十四条 県は、市町、茶業者、茶業団体及び飲食店営業者等と相互に緊密な連携協力を図りながら、伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲料による乾杯の取組を促進するよう努めるものとする。

(伊勢茶等の普及宣伝等)

第十五条 県は、伊勢茶等の普及の促進を図るため、県内外における伊勢茶等に関する情報の提供及び普及宣伝の取組を自ら行うとともに、当該取組を行う者に対する支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項の取組を自ら行い、及び同項の支援を行うに当たっては、茶器その他県内の特産物と組み合わせた伊勢茶等の販売等について適切な配慮を行うよう努めるものとする。

(伊勢茶の新たな需要の開拓の促進)

第十六条 県は、新たな伊勢茶等の開発、生産、加工又は販売等その他の伊勢茶の新たな需要の開拓に資する取組を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 県は、前項の支援を行うに当たっては、伊勢茶の新たな生産の方式の導入、伊勢茶の生産者による伊勢茶等の販売等その他の伊勢茶の生産者が行う新たな需要の開拓に資する取組について適切な配慮をしなければならない。

(伊勢茶の輸出の促進)

第十七条 県は、海外市場の開拓等が伊勢茶の需要の増進に資することに鑑み、輸出に向けた体制の整備その他伊勢茶の輸出を促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保)

第十八条 県は、学校の設置者(県を除く。)等と連携し、学校において児童、生徒等に対して、伊勢茶に関する体験活動及び学習の機会の提供その他伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(伊勢茶学に基づく食育の推進)

第十九条 県は、伊勢茶が県内において豊かな伝統と文化を有するものであることに鑑み、伊勢茶に関する郷土の歴史、文化等についての啓発及び知識の普及その他の伊勢茶学(伊勢茶の伝統と文化に関する知見をいう。)に基づく食育の推進を図るよう努めるものとする。

(顕彰)

第二十条 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(伊勢茶初摘みの日)

第二十一条 県民の伊勢茶に親しむ気運を高めるため、伊勢茶初摘みの日を設ける。

- 2 伊勢茶初摘みの日は、八十八夜とする。
- 3 県は、四月二十九日から五月三十日までの期間において、伊勢茶初摘みの日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(伊勢茶に親しむ月間)

第二十二条 伊勢茶について県民の関心と理解を深めるため、伊勢茶に親しむ月間を設ける。

- 2 伊勢茶に親しむ月間は、十一月とする。
- 3 県は、伊勢茶に親しむ月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例及び県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十一号

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例及び県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部を改正する条例

(三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の一部改正)

第一条 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例(平成十四年三重県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>三重県公益認定等審議会条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 三重県公益認定等審議会(第三条―第十四条)</p> <p>第三章 公益信託(第十五条―第四十条)</p> <p>第四章 雑則(第四十一条―第四十三条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五十条第一項の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として、三重県公益認定等審議会(以下「審議会」という。)を置き、その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。</p>	<p>三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 三重県公益認定等審議会(第三条―第十四条)</p> <p>第三章 公益信託(第十五条―第四十条)</p> <p>第四章 雑則(第四十一条―第四十三条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「公益認定法」という。)第五十条第二項の規定に基づき、三重県公益認定等審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、三重県知事又は三重県教育委員会(以下「知事等」という。)の所管に属する公益信託に係る許可等の手続等を定めることにより、公益認定法人及び公益信託に係る制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図り、もって地方分権の時代にふさわしい公益を実現することを目的とする。</p> <p>(定義)</p>

<p>(組織)</p> <p>第二条 審議会は、委員三人以上七人以内をもつて組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第三条 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託(公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。)に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>第四条、第十三条 (略)</p>	<p>第二条 この条例において「三重県公益認定等審議会」とは、公益認定法第五十条第一項の規定に基づき設置する審議会その他の合議制の機関をいう。</p> <p>2 この条例において「公益認定法人」とは、公益認定法第二条第一号に規定する公益社団法人及び同条第二号に規定する公益財団法人のうち、同法第四条の規定により知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>3 この条例において「公益信託」とは、公益信託三関スル法律(大正十一年法律第六十二号。以下「公益信託法」という。)第一条に規定する公益信託であつて、知事等の所管に属するものをいう。</p> <p>4 この条例において「規則」とは、三重県知事が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十五条第一項の規定により制定する規則及び三重県教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十五条第一項の規定により制定する教育委員会規則をいう。</p> <p>第二章 三重県公益認定等審議会 (組織)</p> <p>第三条 三重県公益認定等審議会(以下「審議会」という。)は、委員三人以上七人以内をもつて組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第四条 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>第五条、第十四条 (略)</p> <p>第三章 公益信託</p>
---	---

	(公益信託の引受けの許可)
	第十五条 公益信託法第二条第一項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。
	(財産の移転の報告)
	第十六条 公益信託の引受けを許可された受託者（以下「受託者」という。）は、遅滞なく信託財産に属する財産の移転を受け、規則で定めるところにより、その移転を完了した日から三十日以内に、これを証する書類を添えて、知事等に報告しなければならない。
	(事業計画書等の提出)
	第十七条 受託者は、毎信託事務年度（信託事務年度の定めのない信託にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。以下同じ。）の開始前十日までに、当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を知事等に提出しなければならない。
2	受託者は、前項の事業計画書及び収支予算書を変更した場合には、遅滞なくこれを知事等に提出しなければならない。
3	知事等は、前二項の規定により提出された書類を審査し、必要があると認める場合には、受託者に対して、助言等を行うものとする。
	(事業状況報告書等の提出)
	第十八条 受託者は、毎信託事務年度終了後三月以内に、当該信託事務年度における次に掲げる書類を知事等に提出しなければならない。
	一 事業状況報告書
	二 収支決算書
	三 年度末の財産目録
2	知事等は、前項の規定により提出された書類を審査し、必要があると認める場合には、受託者に対して、助言等を行うものとする。

する。

(信託の変更に係る報告)

第十九条 受託者は、公益信託法第五条第一項の特別の事情が生じたと認める場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事等に報告しなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

第二十条 受託者は、公益信託法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第二十一条 受託者は、公益信託法第六条の規定により信託の併合(信託法(平成十八年法律第百八号)第二条第十項に規定する信託の併合をいう。)の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

(吸収信託分割の許可の申請)

第二十二条 受託者は、公益信託法第六条の規定により吸収信託分割(信託法第二条第十一項に規定する吸収信託分割をいう。)の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

(新規信託分割の許可の申請)

第二十三条 受託者は、公益信託法第六条の規定により新規信託分割(信託法第二条第十一項に規定する新規信託分割をいう。)の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

(受託者の辞任の許可の申請)

第二十四条 受託者は、公益信託法第七条の規定により辞任の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

(検査役の選任の請求)

第二十五条 委託者又は信託管理人(信託法

第二百二十三条第一項の規定により信託管理
 人となるべき者として指定された者を
 いう。以下同じ。)は、同法第四十六条第
 一項及び公益信託法第八条の規定により
 検査役の選任を請求しようとする場合に
 は、規則で定めるところにより、請求書を
 知事等に提出しなければならない。

(受託者の解任の請求)

第二十六条 委託者又は信託管理人は、信託
 法第五十八条第四項及び公益信託法第八
 条の規定により受託者の解任を請求しよ
 うとする場合には、規則で定めるところに
 より、請求書を知事等に提出しなければな
 らない。

(新たな受託者の選任の請求)

第二十七条 利害関係人は、信託法第六十二
 条第四項及び公益信託法第八条の規定に
 より新たな受託者の選任を請求しよう
 とする場合には、規則で定めるところによ
 り、請求書を知事等に提出しなければなら
 ない。

(信託財産管理命令の請求)

第二十八条 利害関係人は、信託法第六十三
 条第一項及び公益信託法第八条の規定に
 より信託財産管理者(信託法第六十四条第
 一項の規定により選任される信託財産管
 理者をいう。以下同じ。)による管理を命
 じる処分を請求しようとする場合には、規
 則で定めるところにより、請求書を知事等
 に提出しなければならない。

(保存行為等の範囲を超える行為の許可
 の申請)

第二十九条 信託財産管理者は、信託法第六
 十六条第四項及び公益信託法第八条の規
 定により信託法第六十六条第四項各号に
 掲げる行為(次項において「保存行為等」
 という。)の範囲を超える行為の許可を受
 けようとする場合には、規則で定めるとこ
 ろにより、知事等に申請しなければならない

	い。
2	<p>前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び公益信託法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人(信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十四条第一項の規定により選任される信託財産法人管理人をいう。以下同じ。)について準用する。</p> <p>(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)</p>
第三十条	<p>信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び公益信託法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。</p>
2	<p>前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び公益信託法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。</p> <p>(信託財産管理者等の解任の請求)</p>
第三十一条	<p>委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び公益信託法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。</p>
2	<p>前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び公益信託法第八条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。</p> <p>(信託財産法人管理命令の請求)</p>
第三十二条	<p>利害関係人は、信託法第七十四</p>

条第二項及び公益信託法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命じる処分を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(信託管理人の選任の請求)

第三十三条 利害関係人は、信託法第二百二十三条第四項又は第二百五十八条第六項及び公益信託法第八条の規定により信託管理人の選任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第三十四条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び公益信託法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

(信託管理人の解任の請求)

第三十五条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び公益信託法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(新たな信託管理人の選任の請求)

第三十六条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び公益信託法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(信託の終了の請求)

第三十七条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び公益信託法第八条の規定により信託の終了を請

求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(備付け書類)

第三十八条 受託者は、信託事務を行う事務所、次に掲げる書類を備え付けておかなければならない。

- 一 信託行為及びこれに附随する書類
- 二 委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び略歴を記載した書類（これらの者が法人である場合にあつては、当該法人の定款）
- 三 許可、認可及び報告に関する書類
- 四 収入及び支出に関する帳簿及びこれらの証拠書類
- 五 資産及び負債の状況を示す書類
- 六 運営委員会等の議事に関する書類

2 受託者は、前項各号に掲げる書類又はその写しについて、開示するよう努めるものとする。

(残余財産処分の認可の申請等)

第三十九条 受託者は、公益信託終了に伴う残余財産の処分について知事等の認可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

2 受託者は、公益信託が終了した場合には、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事等に報告しなければならない。ただし、前項の規定により、認可を申請した場合は、この限りでない。

3 清算受託者（信託法第一百七十七条に規定する清算受託者をいう。）は、信託の清算が終了した場合には、清算終了後一月以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事等に報告しなければならない。

(業務の監督)

第四十条 知事等は、この条例の施行に必要な

	な限度において、受託者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。
2	知事等は、公益信託法第四条第一項の規定により、当該職員に公益信託に係る信託事務及び財産の状況について検査させることができる。
3	前項の規定による検査は、一年に一回以上の割合でこれを行うよう努めるものとする。
4	第二項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。
5	第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
	第四章 雑則 (書類の閲覧等)
	第四十一条 知事等は、次に掲げる書類又はその写しについて、閲覧又は写しの交付の請求があつた場合には、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は写しを交付しなければならない。
	一 公益認定法人及び公益信託の一覧表
	二 公益認定法第二十一条第五項に規定する財産目録等
	三 公益認定法人又は公益信託に係る公益認定法、公益信託法又はこの条例に基づく指導、許可、認可、監督及び検査に係る書類又はその写し(前号に掲げるものを除く。)
2	知事等は、前項第二号及び第三号に掲げる書類の記載事項に、三重県情報公開条例(平成十一年三重県条例第四十二号)第七条各号に掲げる情報が含まれる場合には、当該情報を除いて閲覧させ、又は写しを交付することができる。
3	第一項の規定により写しの交付を受けるとは、知事等が別に定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担し

	なければならない。 (年次報告)
	第四十二条 知事等は、公益認定法人の業務及び財産の状況、公益信託に係る信託事務及び財産の状況並びに公益認定法人及び公益信託に係る指導、許可、認可、監督及び検査の状況を、規則で定めるところにより、毎年一回、年次報告として取りまとめ、これを公表しなければならない。 (委任)
	第四十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部改正)

第二条 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成十四年三重県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人形態の転換等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 知事等は、その所管に係る主要出資法人がその基本財産その他の資産の運用益を財源として実施することを予定していた事業のうち、社会経済情勢の変化その他の理由により当該運用益によつて財源を確保することが困難となつているものであつて、かつ、当該主要出資法人の目的及び当該主要出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の達成のために有用と認められるものであるときは、当該事業の全部又は一部を公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託により実施することについて、助言等を行うものとする。</p>	<p>(法人形態の転換等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 知事等は、その所管に係る主要出資法人がその基本財産その他の資産の運用益を財源として実施することを予定していた事業のうち、社会経済情勢の変化その他の理由により当該運用益によつて財源を確保することが困難となつているものであつて、かつ、当該主要出資法人の目的及び当該主要出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の達成のために有用と認められるものであるときは、当該事業の全部又は一部を公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託により実施することについて、助言等を行うものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項後段に規定する旧公益信託をいう。）であつて、三重県知事又は三重県教育委員会の所管に属するものについては、第一条の規定による改正前の三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）第四十一条及び第四十二条に規定する事項を除き、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にあつた改正前の条例第四十一条第一項に規定する閲覧又は写しの交付の請求に係る閲覧又は写しの交付については、なお従前の例による。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
